

平成 29 年度（2017 年度）第 4 回宝塚市人権審議会 会議録

- 1 開催日時 平成 29 年（2017 年）11 月 28 日（木） 13 時から 16 時 46 分まで
- 2 開催場所 市役所 3 階 特別会議室
- 3 出席者 委 員 21 名中 14 名出席  
事務局 10 名出席

4 協議事項

- (1) 第 3 次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針（案）について
- ①第 1 章～第 3 章及び第 5 章の変更について
  - ②第 4 章 前回議論分（同和問題、女性、高齢者、子ども）の変更について
  - ③第 4 章 障がいのある人、高齢者、外国人、インターネットによる人権問題  
性的マイノリティ、様々な人権問題
- (2) 第 5 回人権審議会について
- (3) 報告事項について

5 内 容

- 事務局 | それでは定刻となりましたので、ただ今から平成 29 年度（2017 年度）  
第 4 回宝塚市人権審議会を開催いたします。  
委員の皆様には大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありが  
うございます。  
はじめに、本日の会議の成立についてですが、本日の委員出席者数は  
14 名であり、定数が 21 名ですので過半数を超えており、宝塚市人権審  
議会規則第 6 条第 2 項の規定により、会議が成立しておりますことをご  
報告申し上げます。  
それではこれからの議事進行につきましては、審議会規則第 5 条第 2  
項の規定によりまして、会長にお願いしたいと思います。
- 会長 | あいさつ  
傍聴希望者はありますか。
- 事務局 | 本日の傍聴希望者は 2 名です。お二人とも市内在住の方です。

(一同傍聴について異議なし。)

会長

本日の議題は、第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針(案)の第1章から第3章、第4章前半部分、第5章の変更について、及び第4章の後半についてです。

事前に3名の委員より意見をまとめた資料をいただいておりますので、そちらも適宜参照しながら進めます。

それでは第1章から始めます。委員より、「国内の取組」における「しかし、国内には様々な人権問題が存在しています。」という記述の記載場所を変更するよう提案されています。変更先は2行下の「広く人権意識が浸透するようになりました。」の後です。

副会長

この記述は、その後に続く「これらの人権問題」につながっています。冒頭で日本国憲法を明確にし、それにもかかわらず様々な人権問題が存在しているという流れになっていますので、これは変更なしでこのままで良いと思います。

(一同異議なし。)

会長

年表に移ります。多くの修正・追加をしていただいています。これで間違いないかと思いますが、年表はこの先長く残り、利用していきます。したがって、もし間違いがあったら大変なことになる。再度、事務局も私たちも最終的に点検していく必要がある。また、新たに気付いたことがあればすぐに事務局に連絡してください。

副会長

1996年に優生保護法が母体保護法に改正されました。障がい者問題やハンセン病問題、女性問題に関わる場所があるので、追加したほうが良いと思います。

会長

追加してください。

(一同その他の修正箇所を確認。)

会長

委員より、12頁「(1)幼稚園・保育所(園)」9行目の「保幼小中の縦のつながりの連携」という表現について、表現が重複しているため「保幼小中の連携」に修正するよう提案されています。これについては、「保幼

小中の縦のつながり」という表現はよく用いられており、一連の文言であるとも思われます。

委員 私が気になったのは「つながり」と「連携」という表現が重複しているということです。

会長 「連携」を削除してください。  
14頁「(3) 職場」に移ります。  
委員より、「本市においては、企業への人権啓発が課題となっており、」という表現を削除するよう提案されています。この表現はあまりにも失礼。課題は課題ですが書き方に問題があります。

また、その先の「また、引き続き市職員の研修を実施し、職員一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重の視点に立って自らの職務に取り組み、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映させます。」という表現について、次頁の「1. 全庁的な推進体制」に移して整理するよう提案されています。

(一同異議なし。)

会長 第5章に移ります。委員より、「本市」という表現について、各所で統一されていないので、「市」に変更するよう提案されています。

(一同異議なし。)

会長 第4章に移ります。まず「1. 部落差別」から始めます。委員より、「展開していく必要があります。」という表現について、「展開していきます。」とし、「取り組んでいく必要があります。」については、「取り組みます。」と言い切った表現に変更するよう提案されています。

(一同異議なし。)

副会長 1行目の「地縁・血縁関係のような様々な関係」という表現について、「関係」という文言が重複していますので、「地縁・血縁をはじめとした様々な関係」という表現に変更してはどうでしょうか。

(一同異議なし。)

<p>会長</p>	<p>次頁に移ります。グラフがたくさんありますが、前回調査分と今回調査分のグラフの大きさや色が違いますので修正してください。</p> <p>また、「資料：市民意識調査報告書」という記載が、囲い内・囲い外どちらかに統一されていないので修正してください。</p> <p>4頁に移ります。</p> <p>(学校教育課差し替え分について一同確認。)</p>
<p>会長</p>	<p>「3.女性」に移ります。委員より、「幼い頃からの取組など」という表現について、職場の研修と幼い頃からの取組は内容が違いすぎるので文章を分けて、幼い頃からの何を取り組むのかを具体的に記述するよう提案されています。私もこの表現についてあまり理解できない。事務局から何か説明はありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>該当の箇所を含む一文を少し訂正いたしましたので、読み上げさせていただきます。「また、男性の関心の低さにも鑑み、固定的なジェンダー意識にとらわれない意識を育てるため、低年齢からの保育・教育・学校での教育や職場の研修等、様々な場において、学習を継続していくことが必要です。」という一文に訂正いたしました。いかがでしょうか。</p>
<p>副会長</p>	<p>前半部分で「意識」という文言が重複していますが、この前の文章で固定的なジェンダー意識について触れているので、ここでは「固定的なジェンダー意識にとらわれない意識を育てるため、」という表現は削除しても良いのではないかと。</p> <p>また、「保育・教育・学校での教育」という表現のなかでの「教育」という文言の重複についても、「系統だった教育」という表現に修正してはいかがでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>修正してください。</p> <p>次の段落に移ります。委員より、第2次男女共同参画プランの基本構想の表現であることを明確にするために文章を整理する案が出されています。</p> <p>(一同異議なし。)</p>
<p>委員</p>	<p>2段落目について、女性の話から急に性的マイノリティの話になってい</p>

る。これは性的マイノリティのことを理解することが男女共同参画に役立つという文脈なのか。意図が分からない。

副会長            私が以前、「ジェンダー平等原則が性の多様性を求めるということにつながっている」ということを言ったのでこれが追加されたのだと思います。こういう書き方にするのは別として。

委員              説明してほしい。入るのは良いと思うが書き方がよく分からない。ある対象を踏み台にして他の対象の話をするとう文章がおかしくなる。主語が途中で変わってまた戻ったみたいな印象。何の話をしているのか分からないので、追加するのは良いと思うがどう記載するのかもう一度考え直したほうが良い。

会長              今の意見を踏まえて訂正してください。  
次に移ります。委員より、下から2行目の「6月には」という表現について、「6月に」と訂正し、経緯の年月日の表現をすべてこの形に統一するよう提案されています。

(一同異議なし。)

会長              では2頁に移ります。ここだけ図のタイトルに囲みがありますが削除しておいてください。

では3頁に移ります。委員より、「3～4頁は男女共同参画プランから引用している文章になっていますがあえて修正が必要ではないか。」という提案が出されています。具体的に見ていきます。

「(2) 女性へ暴力の根絶とあらゆる人の人権の尊重」の3段落目に「子どもが健康に生まれる事など」という表現については削除が提案されています。男女共同参画プランには健康とは病気などのことではないというような解説がありますが、この計画案にはその解説がないまま上記部分だけ引用すると誤解を招くとのことです。

(一同異議なし。)

委員              「性感染症や HIV 感染の問題もあり、女性の生涯を通じた健康づくりを支援します。」と書かれていますが、これはどういう意味ですか。そういう流行があるから女性にも啓発をするということですか。HIV のことも性感染

症もDVも女性ではなく、男性が悪いからこういった問題が起きているので、男性への啓発として述べるほうがすっきりする。

会長

考え直して訂正してください。

次に移ります。委員より、「(3) 生活の場における男女共同参画の推進」という項目名について、「(3) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進」に変更するよう提案されています。「生活の場」が分かりにくいいため、男女共同参画プランに近い表現に変えたらどうかということです。

委員

他の項目では男女共同参画プランの第4章の項目名がそのまま引用されているが、この(3)だけなぜ「ワーク・ライフ・バランスの推進と個性と能力を発揮できるまちづくり」とせずに変えたのですか。

会長

事務局の方、変えた理由について説明がありますか。

事務局

前回審議会の送付資料では、「ワーク・ライフ・バランスの推進と個性と能力を発揮できるまちづくり」とさせていただいておりましたが、委員より、見出しが不相当であるとのことで、「生活の場における男女共同参画の推進」に変更するよう提案されましたので、そのままの形に変更させていただきます。

会長

前回の意見を踏まえてということですね。

そして項目内の1段落目の「市民、事業者との協働でワーク・ライフ・バランスを推進します。」という表現について、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現する社会を目指します。」という表現に変更するよう提案されています。これも検討しておいてください。

4頁に移ります。委員より、8行目の下に男女共同参画プランの「あらゆる分野への女性の活躍促進」の内容を追加するよう提案されています。

副会長

(3) 4段落目等にクオータ制など記載されています。

会長

事務局の方、何か説明はありますか。

事務局

「市政等に関わる政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、女性職員の管理職への登用を推進します。」という文章を追加させていただきます。

- 会長  
お願いします。  
「5. 子ども」に移ります。委員より、6行目の「著しく変化し、」という表現について、「著しい変化」へ変更するよう提案されています。
- (一同異議なし。)
- 会長  
16行目の下に、行政は取り組んでいるがなかなか解決できないことを表現するよう提案されています。検討してください。
- 副会長  
3段落目に、「子どもは基本的人権を有する権利の主体であることを率先して認識し社会全体で共有し、」と書かれていますが、日本語として少しおかしい。誰が率先して認識するのかが分かりにくい文脈。雰囲気は合っていますが、もう少し整える必要があるのかなと思います。
- 会長  
文言の整理をしてください。
- 副会長  
また、2行目において、子どもの権利条約に記載されている4つの権利が書かれていますが、「子どもの権利条約には、」と明記したほうが良いのではないかと思います。分かる人には分かるかもしれませんが、分からない人にとっては何のことか分からない。
- 会長  
明記してください。お願いします。  
次に移ります。囲み内の4段落目に、「連携して対応しています。」と書かれています。これは後にも指摘をしたいのですが、教育委員会は市長から独立している行政委員会です。「市教委は、」という主語がない。誰と誰が連携して対応するのですか。全体的に主語がない。考えておいてください。  
次に移ります。委員より、3頁6行目の「宝塚市いじめネットワーク会議」という文言について、「宝塚市いじめ対応ネットワーク会議」に修正するよう指摘されています。正式名称でお願いします。  
次に移ります。委員より、「(6) 特別支援教育の充実」の1段落目の「教育などとの連携」という表現について、「教育などの関係機関との連携」に修正するよう提案されています。この段落は主語がないので分かりにくいです。「(5) 不登校児童生徒への支援」の1段落目の「不登校に関しては、学校に行きづらい子どもに寄り添いながら、きめ細かな指導と関係機関と

の連携に努める」という表現についても同じです。誰がやるのですか。一つの担当課だけの視点で書くからこうなる。市教委の視点で書いてください。

(6) 2段落目の「障がいのある子ども」という文言は「の」が重複しているので修正してください。

委員                   この頁5行目の「PTA・(育友会)」という表現についてですが、括弧は要らないので中点だけにしてください。

また、11行目の「各中学校区に青少年育成市民会議を設置し、」と書かれています。すでに設置されているので書き方を修正してください。

委員                   (6)の1段落目に、前回の議論で、「就学指導」の後に「特別支援教育」という文言も追加することでしたが、追加されていません。

会長                   追加してください。

委員                   続いて、この特別支援教育の充実は、市教委の取組で、市教委が管轄している機関の子どもたちが対象ということでしょうか。それとも宝塚市に住んでいる子どもたちが対象でしょうか。県立の特別支援学校などに通っている子どもたちはどうなるのかなど。もし「等」などの文言を入れることができるのなら入れていただけたらと思います。

推進検討会委員        現実は他管轄の学校とは連携できていない。

委員                   現在連携できていないから今回の方針でも「等」を入れないということでしょうか。

会長                   市教委はたとえ管轄外であっても親御さんが相談に来られたら乗るでしょう。乗るべきです。限定するのではなく「等」を入れて広く宝塚市民をみんなで支えていくという考え方に市教委も立ってほしい。工夫して考えて書いてください。

次に移ります。委員より、「(7)一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育」の2段落目の「人材を活用し」という表現について、「協力して」に修正するよう提案されています。修正をお願いします。



委員	「(8) 子どもの社会参加の促進」と「(9) すべての子どもと家庭・地域への支援」について、「子ども」と「すべての子ども」はどちらかに統一したほうが良いと思うのですがいかがでしょうか。
会長	事務局および市教委の方、何か意図はありますか。
事務局	担当課に確認したところ、意図はないとのことでした。
会長	意図がないのであれば「すべての」を削除して「子ども」で統一しましょう。
副会長	困難を抱えている子どものことを決して見落とさないという視点で「すべての子ども」と書いているのかと思っていたのですけれども。
会長	本文内に若干意図が見受けられますので、統一せずにこのままとします。次に移ります。(7) 3段落目の「尊び」「寛容の心」などの文言が見られますが、これはどこかから引用してきたのですか。そぐわない。言葉遣いを考えてください。
委員	同じ箇所で「養います。」という表現について、これはあまりにも行政目線の言葉づかいである。
会長	修正してください。 6 頁に移ります。委員より、6 行目の「カミングアウトしなくても」という表現を削除するよう提案されています。カミングアウトに関係なく対策は必要とのこと。削除しましょう。
副会長	「子どもの人権擁護の推進」に性的マイノリティの子どものことが記載されるのなら、障がいのある子ども、部落の子ども、外国人の子どもなどのことも記載されないとおかしい。
会長	性的マイノリティだけでなく他のことも記載してください。以上で前回の訂正分は終了します。 「2.障がいのある人」に移ります。委員より、1 頁3 行目から3 0 行目までの文章を枠内に移し、整理するよう提案されています。年表と取組が混在していて分かりにくいいため、1 0 年間の取組、その検討、課題は冒頭

にまとめ、年表は年表として整理する必要があるとのこと。

事務局 冒頭第1段落は社会モデルを強調したかったので、前回からの方針をそのまま残しました。第2～3段落は確かに年表に入れるべきものに見えるが、あえてここに文章で記載したほうが良いと考えました。

会長 年表ではなく文章で表したほうが分かりやすいという意図があつてのことということです。

委員 計画や条例は取組を進めるための根拠になるものであつて、実際にどう取り組んで何ができたのですか。それを記載したほうが良い。

委員 この項目だけボリュームがありすぎる。バランスがとれていない。

会長 冒頭の部分に何に取り組んだか、何ができたか、課題は何かを整理して記載し、残りの部分については囲みの中に記載してください。  
次に移ります。

委員 4頁16行目の「災害時要支援者支援制度」という文言について、正しくは「災害時要援護者支援制度」だと思のですがいかがでしょうか。  
また、「自力で避難することが困難な障がいのある人の自助」と書かれています、「自助」ではなく「公助」ではないのでしょうか。

会長 間違いですね。修正していただきます。

事務局 確認させていただきますが、「公助」ではないのではないかと考えております。

委員 「自助」というと災害であれば物の備え等本人が自分で行うべきこととなってしまうので、啓発の方針の中に書くのはどうかと思います。

委員 やはり文脈がおかしい。「自力で避難することが困難な障がいのある人」という条件がついているので、「自助」はおかしい。無理です。

委員 (1)の2段落目に「心のバリアフリーを推進します。」と書かれています。ニュアンスは分かりますが定義について解説がない。そして誰が推進

	するのにかについても分からない。
会長	注釈等ではなく、直前に分かりやすくなる言葉を追加するなど工夫してください。
副会長	「(3) 教育の推進」の1段落目は日本語がよく分からない。何を意味しているのか。「他の子どもたち」とは誰を指しているのか。
会長	検討し直してください。 5 頁に移ります。
委員	下から 2 行目に、「生活の質 (QOL)」と書かれていますが、教育推進計画の中では「QOL (生活の質)」と書かれていたはずですが。なぜここでは逆にしたのか。
会長	元に戻しましょう。修正してください。
副会長	「(4) 就労の促進」のところですが、前回の第 2 次方針のほうが詳しく書かれている。
事務局	文章を工夫して追記させていただきます。
委員	少し戻りますが前頁の 6 段落目の、安心・安全を確保する体制づくりについての記述ですが、これはもうすでに着手している。「進めます。」ではない。
委員	ある程度は進んでいるがやはりまだまだである。「さらに」などを付ければいいのではないか。
会長	これからもいっそう進めていくという方向で書いてください。 「4. 高齢者」に移ります。
委員	8 行目の「宝塚市地域福祉計画」は「第 2 期宝塚市地域福祉計画」とすべき。 そして高齢者福祉計画を見直していることを追加すべき。高齢者福祉計画との事業の整合性を考慮できるのか。もとになる高齢者福祉計画は平成

	29年度まで見直し中ではないのか。
会長	2点目については後で議論することとします。
委員	お尋ねしたいのですが、詐欺のことや就労の確保などがここで出てくるのは大事なことなのですか。
推進検討会委員	3段落目の「高齢者が住み慣れた地域の中で、健康で、安心して自分らしくいきいきと暮らし続けられるまち宝塚」というところが一番大事。地域とのつながりや健康づくり、病気などの予防効果、生きがいくりのためのあくまで社会参加の形の一つとして就労を捉えており、書いている。
委員	そうであるならその前提もきちんと謳ったほうが良い。
委員	「就労は高齢期の生活の支えになることはもとより、生きがいややりがいにもつながります。」と書かれていますが、違和感を覚える。働かせる側の視点である。
委員	よく言い切れるなと思います。あまりにも上から目線。削除していただきたい。
会長	考え直してください。
委員	シルバー人材センターのことも書いてください。
事務局	シルバー人材センターは高齢者の方の就業先を確保しているところですから、記載できる場所が見つかれば記載したいと思います。
会長	では4頁に移ります。
事務局	2行目に「正しい理解が広く市民に染まるよう」と書いてありますが、正しくは「正しい理解が広く市民に深まるよう」です。
委員	「(2) 認知症施策の推進」と書かれており、ここは高齢者の項目なので良いですが、若年性認知症の方もいるでしょう。

推進検討会委員	高齢者の項目なのでもし書くとすればどう書くか検討。
会長	5頁に移ります。委員より、「(4) 福祉のまちづくりの推進」について意見があるそうなので、説明をお願いします。
委員	ここは文章が少ないなと思った。他にもやっているのではないか。エイジフレンドリーシティ事業など。なぜ書かないのか。
推進検討会委員	ここでは主にハード面の話をしている。書く場所は検討。
副会長	「(5) 保育所(園)・幼稚園・学校における人権教育の充実」の1段落目の「地域の中で関係していくこと」という表現について、「地域の中で共に生きること」に変えてはどうでしょうか。直前の「共に」と重複するので表現は考えていただくとして。
会長	「6. 外国人」に移ります。委員より、いくつか意見をいただいております。まず、外国人登録数は最新のものを使用、割合も示すべきとのご意見です。2点目は「ウリコチャン宝塚」について説明すべきとのご意見です。3点目はヘイトスピーチの問題について、これまでの取組を深化継続するとともに新たな取組を作り出していく指針にしてほしいとのご意見です。  (一同異議なし。)
会長	重点的な取組が何か分かるように修正をお願いします。 続いて、「日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象として」と解されるものを除き、日本に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところ。」という記述について、表現が気になるとの意見が出ています。少なくとも、「保障しています。」と明確に示すべきとのこと。です。
副会長	実際に参政権など保障されていないので、しっかりこない。意見を出されたご本人に確認すべき。

会長	<p>お願いします。</p> <p>次頁に移ります。委員より、図10について、見方についての注意書きが必要との意見が出ています。</p>
副会長	<p>前回調査には無かった新たな項目があるので、それも明記する必要があります。</p>
会長	<p>4頁に移ります。委員より、7行目の「名のれる」という文言について、「名のることができる」に修正するよう提案されています。続いて10行目の「職域（企業）」という文言について、「職場」に修正する提案です。</p> <p>（一同異議なし。）</p>
会長	<p>委員より、「（1）外国人が暮らしやすい差別のない地域社会の実現」全体について、具体策が書かれていないとの指摘があります。検討しておいてください。続いて、「（2）出会いと交流の場づくり」の3行目の「国際・文化センターなど」という表現について、「など」という曖昧な文言は削除すべきとの意見があります。</p>
事務局	<p>人権文化センターでも交流事業を行っていますので、「など」と表現しております。</p>
会長	<p>公民館ではやっていないのですか。</p>
事務局	<p>調べてみたところ、この趣旨に合うような事業はこの数年間では見つかりませんでしたので、公民館を明記しておりませんが、完全にしないわけではないという意思をこめて「など」とさせていただきました。</p>
委員	<p>その意思は伝わらない。併記できる範囲なのであれば併記すべき。</p>
会長	<p>人権文化センターも明記して、「人権文化センターなど」としましょう。</p> <p>続いて、同じく（2）について、市民の活動を支援するという内容も盛り込むべきとの意見があります。検討をお願いします。</p> <p>また、「（3）多文化共生教育の推進」の行目の「母語」という文言について、「母国」の間違いではないかというご指摘です。</p>

(一同異議なし。)

会長 6行目の「今なお残る偏見や差別のため本名を名乗ることができないなど」という表現について、「今なお残る偏見や差別のために本名を名乗ることすらできない状況や」に変更するよう提案されています。

(一同異議なし。)

会長 委員より、9行目の「日本や宝塚市の発展」という表現について、削除するよう提案されています。一方、もう1名の委員からは、「果たした役割や、今も宝塚で働き宝塚の街を共に支える市民であることなどの事実を」に修正するよう提案されています。また、その後続く「正しく認識するようにします。」について、誰に対して認識するように取り組むのか不明とのご意見もいただいております。

委員 在日韓国・朝鮮人の方からの視点で考えれば、「発展」とはあまり書かないほうが良いと感じた。

副会長 「日本や宝塚市で共に生きる市民である事実」とすれば良いのではないのでしょうか。

会長 お願いします。  
次頁に移ります。2行目の「速やか適応できるようにします。」という表現について「に」の脱字が指摘されております。また、語尾は「取り組みます。」ではないですか。

続いて、委員より、7行目の「身につけます。」という表現について、「育みます。」に修正するよう提案されています。

11行目に「また、県「子ども多文化共生センター」などの関係機関とも連携し、多文化共生社会の実現を目指す教育を推進します。」と書かれていますが、改行されていないのでしてください。語尾は「一層充実させ、推進します。」に修正するよう提案されています。

(一同異議なし。)

会長 委員より、「(4) 多様な学習機会の提供」について、ここでも市民との協働について謳うよう提案されています。もう1名の委員からは、ここで

国際・文化センターについて記述するよう提案されています。考えておいてください。

委員 2行目に戻りますが「地域社会に速やかに適応できるようにします。」という記述は失礼である。ここは要らない。

会長 その通りです。削除してください。  
この頁の最終行ですが、不要な括弧がついているので削除してください。  
次頁に移ります。委員より、ヘイトスピーチについて施策があれば記述してくださいとの要望があります。もう1名の委員からは、ヘイトスピーチを行っている団体からの施設使用許可申請に対する対応、正しい歴史教育、被害者の心のケア等について検討が必要との意見が出ています。

副会長 少なくとも、3行目の「差別意識を生じさせることになりかねません。」という記述については、修正する必要があります。すでになっている。

委員 防止のために何をやるのかということ具体的に書かなければならない。

副会長 ヘイトスピーチを行っている団体からの施設使用許可申請に対する不許可処分の根拠になりうるものは何かあるのですか。もしないのであれば、これから根拠にしていくためにここに書いておくべきである。

委員 大きな話になってしまうが、差別禁止条例のようなものを制定できれば良い。少なくともここにおいては曖昧な表現ではなく言い切ることが必要。

委員 人権に関する条例制定の話はどうなっているのか。

事務局 具体的にはまだまだ先になります。

事務局 包括的な人権の条例ではなく、個別問題の条例づくりの話は出ておりません。

委員 いくつもいくつも作れるのですか。一本きちんと理念法なるものを作るほうが良いのではないかと。



委員	<p>1頁にてヘイトスピーチに対する重点的な取組を行うことを謳っているにもかかわらず、その項目がたったこれだけの文章で済まされているのはどうかと思う。</p>
副会長	<p>もう少し具体的に書かれていないといけない。ヘイトスピーチを野放しにしていると、子どもにまで悪影響が出てしまう。きちんと取り組んでいくことを書いておくことは大事。</p>
事務局	<p>具体的にできるものとしてはモニタリング、あるいは法律の周知を徹底するのが第一であると思っております。</p>
会長	<p>検討して書き直してください。 「7. インターネットによる人権問題」に移ります。</p>
委員	<p>2頁1行目にフィルタリングサービスについて記述されていますが、最近の子はほとんど利用していない。したがって強化はあまり意味がない。違う観点が必要。</p>
会長	<p>3頁に新たな項目を設けて教育の方面からも書いていただければ嬉しいです。お願いします。 「8. 性的マイノリティ」に移ります。委員より、「LGBT」という文言について解説が必要とのご意見をいただいております。2点目は、6行目の「性同一性障害」という文言について「性別違和」の方が良いのではないかとということです。3点目は、10行目の「ソジ」という文言について、あまりに専門用語すぎるとのご意見です。4点目は、「知らせられなかったり」という表現について、「知られないように、隠し続けたり」に修正するよう提案されています。</p>
委員	<p>今のご意見を踏まえて事務局とやり取りさせていただくのが良いかなと思います。特に4段落目について。 後半の記述については、出来ていることと、出来ていないことを整理したほうが良い。 3頁については、病院の取組についても記述し、2年前に策定した計画のことも盛り込むべき。</p>
副会長	<p>囲いの1行目に性同一性障がい者についてその社会生活上の苦痛や不利</p>

益を解消するために法律が制定されたという趣旨で書かれていますが、これによって苦しんでいる方もいる。書きぶりはこれで良いのか。

会長

検討しておいてください。

3頁に移ります。委員より、「(1) 市民の理解促進と自分らしい生活の実現」の中に、「当事者、市民により、支援する動きもあり、そのグループとの、協働の取組を進めます。」という文章を追加してほしいとの要望があります。「(2) 学校・幼稚園・保育所における取組」については、「教職員、子どもたち、保護者への研修に当事者を招いて、理解と当事者の体験から想いを知る学びの場に取り組んでいる。」という文章を追加してほしいとのことです。もう1名の委員からは、トイレなどの学校の施設の使用や画一的な制服を着用させることなどに対する取組を記載するよう提案されています。検討しておいてください。

委員

2段落目に「授業を実践するとともに」という表現も追加してください。

委員

この頁の2行目に「市民、事業者」と書かれていますが、市民の定義は以前にも議論したはずです。訂正してください。

会長

「9. 様々な人権問題」に移ります。

副会長

ハンセン病患者・元患者の記述について、最近では患者本人だけではなく家族も差別の被害に遭われており、裁判も始まっている。そういったことも記載すべき。ハンセン病問題基本法のことにも触れる必要がある。

委員

HIV感染者などの記述について、前回方針と何も変わっていないがなぜなのか。このような書きぶりの文章が繰り返し使われていることで、ネガティブな印象が残っていつてしまっている。最近の子はHIVに対して、上の世代ほどネガティブな印象は持っていない。教育もしくは事業所の中で何を取り組んでいくのかを検討して、盛り込んでいったほうが良いと思う。

会長

委員より、7行目に「啓発活動を推進します。」と書かれているが、啓発以外の市の取組も記載する必要があるとのご指摘があります。2～3頁についても同様です。

事務局

担当課と協議させていただきます。

会長                    お願いします。  
                              2頁に移ります。

副会長                難病患者について記述されていますが、癌に罹患している人も1つのテーマになるかもしれない。お任せしますが、書いてみても良いかもしれない。

会長                    「(4) 刑を終えて出所した人」について、保護司会の取組も書いてほしい。

委員                    「(10) その他」について、「今後新たに生じる人権問題」という文言は削除すべき。生じていても取り上げていない問題もあるはず。

委員                    「(9) 自殺に関する人権問題」について、自殺総合対策大綱の改正内容を踏まえて具体的に書いたほうが良い。

委員                    それに関連して、ここでもいじめの問題にも触れる必要がある。

委員                    「2. 障がいのある人」に戻ります。「障害」と「障がい」の使い分けについて説明が必要。  
                              全体的なことでは、並列で記載しているところで、読点と中点が混在している。どちらかに統一してほしい。  
                              「青少年補導員」が「青少年補導委員」となっているところがあったので修正してください。

会長                    以上で今回の検討は終了します。  
                              事務局より次回の審議会について連絡をお願いします。

事務局                次回の審議会は12月26日(火)特別会議室にて行います。開催時間はいかがいたしましょうか。

会長                    14時からにしましょう。  
  
                              (1名反対。)

会長	13時からよろしいですか。
	(一同同意。)
委員	次回に修正を出していただくときに、修正部分が分かりやすく目立つような工夫をしてください。
事務局	分かりやすくさせていただきます。
会長	これにて本日の審議会を終了します。ありがとうございました。